

企業年金ニュース 第51号

平成19年12月

平成23年度をもって廃止される **適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

適格年金の資産移換が可能な制度

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012年（平成24年）3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を①**確定給付企業年金**、

(図) 選択肢のイメージ (44号参照)

②**確定拠出年金**、③**中小企業退職金共済**、④**厚生年金基金** の4つに移行する場合には、適格年金の資産への課税はありません。

45号から、実質選択肢になるであろう①～③の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。

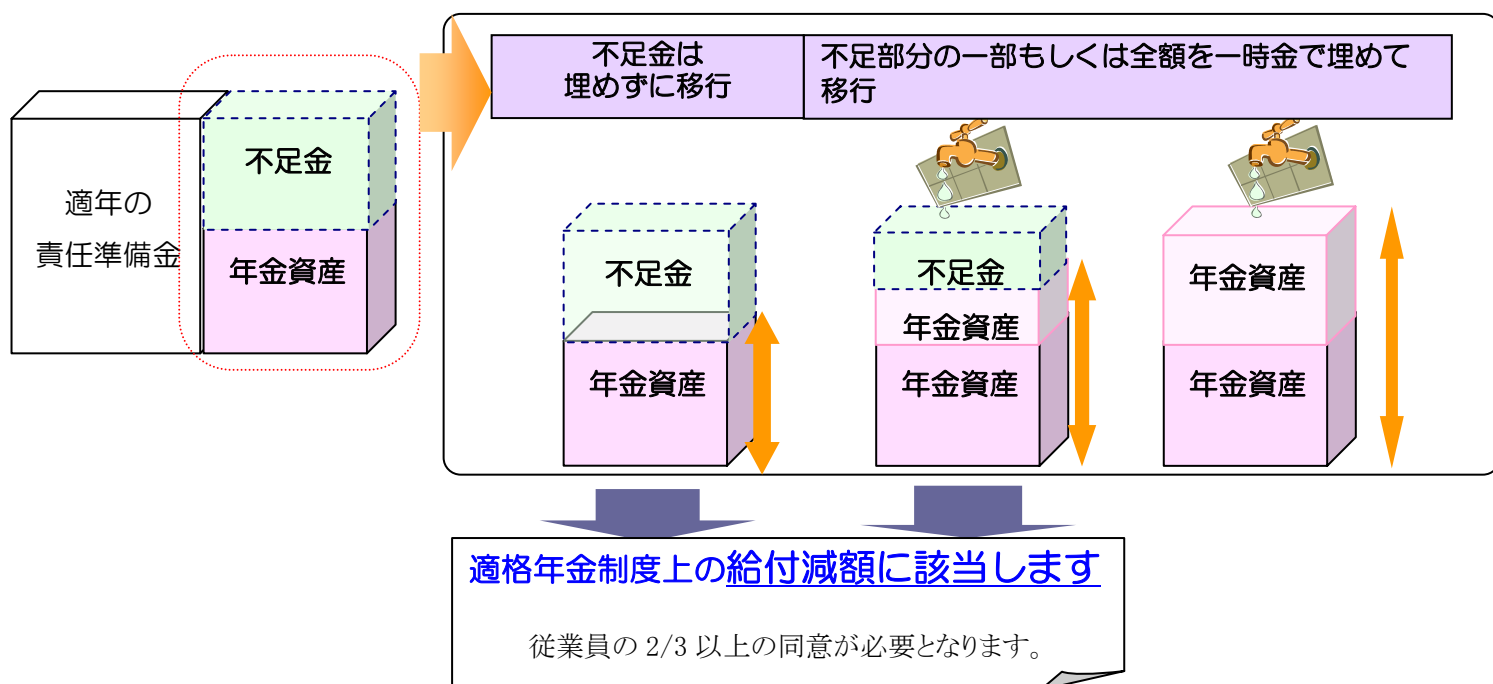
(各制度の概要①**確定給付企業年金 (DB)** … 45号、②**確定拠出年金 (DC)** … 46号、③**中小企業退職金共済 (中退共)** … 47号、48号)



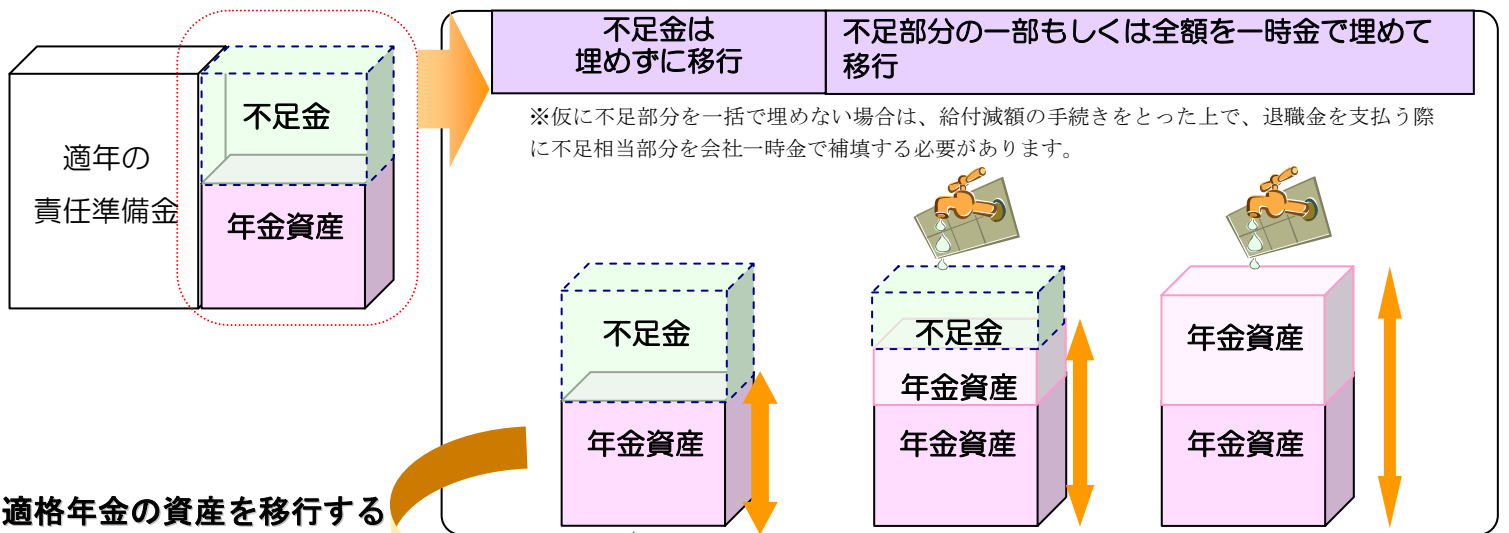
適格年金から確定拠出企業年金 (DC) への制度移行の方法

適格年金の資産を企業型 DC に移行するにあたっては、適格年金に積立不足（過去勤務債務）がないことが必要です。このため、積立不足がある場合には原則として一括で償却する必要があります。

しかし、一括償却しなくても、給付水準を引き下げて責任準備金を減額することにより、積立不足をなくす方法も認められています（ただし給付減額の手続きが必要になります）。



◎適年資産を移行した場合の確定拠出年金（DC）の給付イメージ 【個人別管理資産として管理】

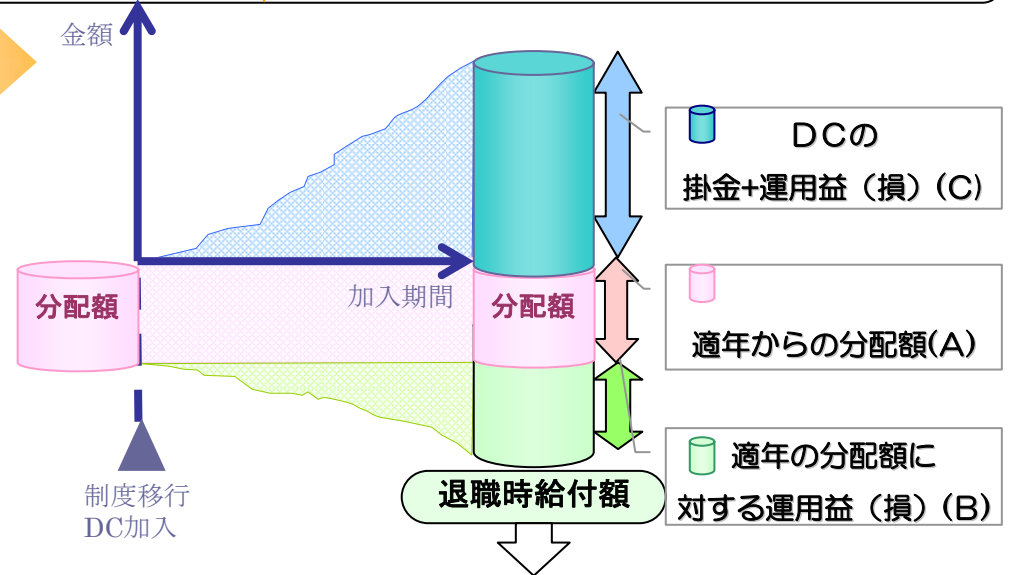


《 加入員に分配 》

年金受給者は除く（※）

・適年から確定拠出年金制度（DC）へ資産を移行する際には、従業員にとって客観的な指標（自己都合退職金比等）により従業員毎に分配し、個人別管理資産として振り分けします。（分配）
→一時所得には該当しません

※ 年金受給者については『①閉鎖適年で給付を継続する』もしくは、『②受給者に了承してもらった上で、一時金にて清算する』必要があります。



・従業員が退職した場合は
適年からの分配額(A) + 適年からの分配額に対する運用益(損)(B) + DC加入時点からの掛金+運用益(損)(C) の合計額 が給付されます。

●アイ企業年金基金 年末年始のお休みについて●

12/29(土)～1/6(日)

今年も1年間お世話になりました。職員一同感謝しております。年末に向けてまだまだお忙しい日々かとは思いますが、健康に留意し、穏やかな気持ちで年の瀬を迎えられることをお祈りしております。

今、名古屋の街はイルミネーションできらめいています。

帰宅途中に、毎年恒例になった JR 東海タワーズに寄って、光あふれる世界を堪能してきました。今年のイルミネーション(タワーズライツ)は、お城をモチーフにしています(時間によって変化します)。光の小道ができており、クマをかたどった物語の世界もひろがって大人も子供も気に入っていただけたと思います。1/6 まで開催しているようなので、名古屋に来た際は、是非立ち寄って見てください。素敵ですよ！(里)



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7 階
TEL・FAX: 052-481-5608
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時～17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。
【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】